

日本司法支援センター対応室規則

(平成十八年六月十六日規則第百八号)

改正 平成二二年 三月一九日

同 二四年 二月二一日

同 二六年 二月二〇日

同 三〇年 二月一五日

令和 三年 二月一七日

(設置)

第一条 本会に日本司法支援センター対応室(以下「対応室」という。)を置く。

(任務)

第二条 対応室は、日本司法支援センターについて本会として取り組むべき課題に関し、関連する本部、委員会等と連携して、施策立案のための調査・研究、弁護士会との連絡その他必要な事務を行う。

(構成)

第三条 対応室に室長及び嘱託若干人を置く。

2 室長は、嘱託のうちから会長が指名する。

3 嘱託は、事務総長の推薦に基づき、会長が委嘱する。

4 嘱託の任期は、二年を超えない範囲で委嘱の際に事務

- 1 -

総長が定める期間とする。ただし、再任を妨げない。

(室長)

第四条 室長は、事務総長の指示を受けて、その任務を遂行する。

(設置期限)

第五条 対応室の設置期限は、令和八年三月三十一日までとする。

附 則

この規則は、平成十八年六月十六日から施行する。

附 則 (平成二二年三月一九日改正)

第五条の改正規定は、平成二十二年三月十九日から施行する。

附 則 (平成二四年 二月二一日改正)

1 第三条第四項の改正規定は、平成二十五年四月一日から施行する。

2 第三条第四項の改正規定の施行の際現に委嘱されている嘱託の当該委嘱に係る任期は、なお従前の例による。

附 則 (平成二六年 二月二〇日改正)

第五条の改正規定は、平成二十六年二月二十日から施行する。

附 則 (平成三〇年 二月一五日改正)

- 2 -

第五条の改正規定は、平成三十年二月十五日から施行する。

附 則（令和三年一月一七日改正）

第五条の改正規定は、令和三年十二月十七日から施行する。